平成２３年（フ）第１７０号
埼玉県三郷市早稲田２丁目３番地４
債務者　篠田　武雄
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
埼玉県越谷市東大沢２丁目17番地10　ヴィラダイワ203
債務者　加茂川暢生
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
埼玉県富士見市大字水子634番地25
債務者　阿相鉄四郎
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２５６号
埼玉県坂戸市芦山町４番地４　第二新清ハイツ101号室
債務者　小寺　久雄
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１５６号
埼玉県比企郡滑川町大字羽尾4106番地13　小久保ハイツⅡ205
債務者　髙橋　秀治
1　決定年月日時　平成23年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４８号
愛知県一宮市奥町字内込47番地３　コーポ内込201号
債務者　岩田留以子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第７２号
岡山県総社市中央１丁目４番33号　アルファステイツ総社中央701
債務者　菅野　政志
1　決定年月日時　平成23年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
栃木県下都賀郡壬生町表町11番33号
債務者　三河　鐵雄
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１８７号
栃木県下都賀郡壬生町表町11番33号
債務者　三河　哲史
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２１８号
栃木県宇都宮市桜５丁目１番18号　柿沼ビル403、前住所栃木県宇都宮市桜５丁目２番７号　鈴木ビル302号室
債務者　西村　　緑
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３１号
栃木県宇都宮市滝谷町２番14号、前住所神奈川県横浜市神奈川区白幡向町17番41号　ルイシャトレ白楽202号
債務者　川出　　玲
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３４号
栃木県宇都宮市上桑島町1476番地８
債務者　菊地　克佳
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２５１号
栃木県宇都宮市緑１丁目４番４号　ハイツ枝野Ａ棟101
債務者　松本　裕二
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３０号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町133番地33　メゾン・プラン・ソレイユ101
債務者　北川　敬博
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３号
愛知県愛知郡東郷町春木台５丁目３番地１　シャトー春木台201号
債務者　林田　幸治
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０７号
愛知県碧南市鷲塚町６丁目８番地１　県営鷲塚住宅10棟308号
債務者　野々村和荏
1　決定年月日時　平成23年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月30日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係